

## 箕曲地域づくり委員会規約

(目 的)

第1条 地域づくり委員会は、名張市地域づくり組織条例に基づき箕曲地域の快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によってだれもが生きがいと輝いて暮らせる地域づくりに努めることを目的として組織する。

(名 称)

第2条 この地域づくり委員会は、箕曲地域づくり委員会（以下「委員会」という。）という。

(事務所)

第3条 委員会は、事務所を箕曲市民センター内に置く。

(活 動)

第4条 委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上並びにレクリエーションの実施に関する事
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関する事
- (4) 青少年育成に関する事
- (5) 防災、防火、防犯に関する事
- (6) 地域自治活動との連携に関する事
- (7) その他本委員会の目的達成のため必要な事業

(組 織)

第5条 委員会は、名張市地域づくり組織条例第6条に定める、構成員で組織し、その地域を箕曲地域とする。

2 委員会には役員会、事業部会、実行委員会を置く。

(役 員)

第6条 委員会に次の役員を置く

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 2名  |
| (3) 幹事  | 若干名 |
| (3) 書記  | 1名  |
| (4) 会計  | 1名  |

第7条 役員は、総会において委員会構成員の中から選任する。ただし、役員の選考方法は、別に定める

2 副会長の内1名は箕曲市民センター長が就く。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。また、総会を招集して議長を務める
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠席したときは、その仕事を代理する
- (3) 幹事は会務を処理する
- (4) 書記は会議録を作成する
- (5) 会計は、委員会の運営及び活動にともなう会計事務を行う

(役員の任期)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 委員会の会議は、総会、役員会、部会、実行委員会とする。

- 2 会議は、会議の長が必要と認めたときに開催する。ただし、各会議ともその構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は、速やかに会議を開催しなければならない。
- 3 会議の長は、委員会会議において必要があると認めねときは、委員以外の者から意見を求めることができる。
- 4 会議はその会議の構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の賛同により議決する。ただし、出席者に委託した者は出席とみなす。
- 5 委員会は、会議録を備えておかななければならない。
- 6 総会は事業報告、事業計画、予算、決算に関する事項、役員の仕事に関する事項、その他重要な事項を決定する。
- 7 各区長は、役員会の構成員とする。

(指定管理者事業)

第11条 名張市との指定管理者協定に基づき委員会に箕曲市民センター管理運営部会を置き、その管理運営業務を行なう。

(会計及び監査)

第12条 委員会の経費は、ゆめづくり地域交付金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 指定管理者で行なう事業は独立採算制で行い、余剰金が出た場合は、翌年度の事業で解消を図る。
- 3 委員会に地域から選出した2名の会計監査委員を置く。
- 4 会計監査は、年1回以上会計を監査し、総会で報告する。
- 5 委員会の会計年度は年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 附 則

### (施行期日)

この規約は、平成15年7月11日から施行する。

この規約は、平成21年5月17日から一部改正する。

この規定は、平成22年5月16日から一部改正する。

この規定は、平成23年5月15日から一部改正する。

この規定は、平成28年5月22日から一部改正する。